



旅費・謝金規約

2025 年 ~~12~~ 月 ~~28~~ 日 第 ~~76~~ 回総務財務委員会承認

(目的)

- 第 1 条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）関係の会議等への出席者への旅費および謝金（宿泊費含む、以下同じ）の支給基準を定めることを目的とする。支給基準の対象・金額を超えるものは原則支払わないものとする。ただし、海外出張、事務局職員の会務出張に関しては別途定める。
- 2 本規約でいう予算執行組織とは、常置委員会、支部、部会、連絡会、専門委員会等予算が配分される組織とする。

(旅費)

- 第 2 条 会議出席者・依頼講演者および会務出張者には、合理的な経路による旅費を支給する（ただし所属機関より旅費支給が可能な者は除く）。
- (1) 鉄道 普通乗車賃（近距離移動の場合は IC カード運賃。近距離以外で IC カード運賃と切符運賃の設定がある場合はいずれか実際に使用する運賃）。特急・新幹線利用区間が 50km 以上となる場合は、特急料金、座席指定料金を支払うことができる。2 列車以上の特急・新幹線列車を乗り継ぐ場合には、合算した距離が 50km 以上となる場合に支払うことができる。
- (2) バス 普通乗車賃
- (3) 航空賃 実費（普通席）
- (4) タクシー代 実費（ただし、予算執行組織が必要と認めた場合）
- (5) 船舶等、その他公共交通機関 実費（ただし、予算執行組織が必要と認めた場合）
- (6) 自家用車の利用については所属機関が出張として自家用車の利用を認める場合に限り、移動区間の公共交通機関料金相当額を支払う。
- 2 会務の都合により、宿泊が必要な場合は、宿泊地に応じた宿泊料を一律支給する。
- (1) 東京都および政令指定都市 12,000 円
- (2) 上記以外 10,000 円
- 3 ~~セミナー等への参加者に対して補助をおこなう場合は、1 項および 2 項に定める費用の基準を上限とし、学生は実費の 100%、その他は実費の 50%を限度とする。~~
- ~~4~~ 本条の規定にかかわらず、特別な事情により上限を超えて支払う場合、総務理事の承認を得るものとする。
- ~~4-5~~ 旅費の適用先については表 1 にしたがうものとする。

(謝金)

- 第 3 条 講演・講義を依頼した場合、講師には 1 時間あたり 20,000 円（源泉税込み、予稿原

稿料含む)を上限として謝金を支払う。

- 2 本条の規定に基づく謝金の要否は、予算執行組織にて決定する。
- 3 本条の規定にかかわらず、特別な事情により上限を超えて謝金を支払う場合、総務理事の承認を得るものとする。
- 4 講演・講義の依頼において、謝金が発生する場合は、別途定める様式を用いて文書でおこなう。
- 5 謝金の適用先については表 1 にしたがうものとする。

(その他)

第 4 条 旅費・謝金に関するもので、本規約に定めのない会務遂行上必要な費用を支払う場合は、総務理事の承認を得るものとする。

(改定)

第 5 条 本規約の改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 昭和 34 年 6 月 19 日 第 5 回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 昭和 51 年 4 月 16 日 第 182 回理事会承認
 - ② 昭和 52 年 3 月 18 日 第 191 回理事会承認
 - ③ 平成 14 年 1 月 22 日 第 439 回理事会承認
 - ④ 平成 15 年 2 月 18 日 第 6 回総務財務委員会承認
 - ⑤ 平成 21 年 1 月 22 日 第 4 回総務財務委員会承認
 - ⑥ 平成 23 年 1 月 20 日 第 4 回総務財務委員会承認
 - ⑦ 平成 26 年 1 月 30 日 第 6 回総務財務委員会承認、平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会報告
 - ⑧ 平成 26 年 5 月 16 日 第 9 回総務財務委員会承認、平成 26 年 5 月 28 日 第 7 回理事会報告
 - ⑨ 平成 26 年 7 月 28 日 総務財務委員会メール審議承認、平成 26 年 9 月 26 日 第 3 回理事会報告
 - ⑩ 内規を規約に変更 平成 28 年 1 月 21 日 第 7 回総務財務委員会承認、平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会報告
 - ⑪ 平成 30 年 1 月 25 日 第 6 回総務財務委員会承認、平成 30 年 1 月 31 日 第 6 回理事会報告
 - ⑫ 2018 年 11 月 16 日 第 4 回総務財務委員会承認、2018 年 11 月 26 日 第 5 回理事会報告
 - ⑬ 2019 年 11 月 15 日 第 4 回総務財務委員会承認、2019 年 11 月 26 日 第 5 回理事会報告
 - ⑭ 2020 年 11 月 19 日 第 4 回総務財務委員会承認、2020 年 11 月 30 日 第 5 回理事会報告
 - ⑮ 2021 年 1 月 15 日 総務財務委員会メール審議承認、2021 年 1 月 26 日 第 6 回理事会報告

- ⑯ 2024 年 10 月 25 日 第 3 回総務財務委員会承認、2024 年 10 月 30 日 第 4 回理事会報告
- ⑰ 2025 年 1 月 24 日 第 6 回総務財務委員会承認、2025 年 1 月 29 日 第 6 回理事会報告
- ⑱ 2025 年 2 月 28 日 第 7 回総務財務委員会承認、2025 年 3 月 28 日 第 7 回理事会報告

附則

- 1 平成 26 年 1 月 30 日改定の内規は、理事会報告の日から施行する。
- 2 平成 26 年 5 月 16 日改定の内規は、理事会報告の日から施行する。
- 3 平成 26 年 7 月 28 日改定の内規は、理事会報告の日から施行する。
- 4 平成 28 年 1 月 21 日改定の規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 平成 30 年 1 月 25 日改定の規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 2018 年 11 月 16 日改定の規約は、承認の日から施行する。
- 7 2019 年 11 月 15 日改定の規約は、2020 年 1 月 1 日から施行する。
- 8 2020 年 11 月 19 日改定の規約は、2021 年 1 月 1 日から施行する。
- 9 2021 年 1 月 15 日改定の規約は、2021 年 2 月 1 日から施行する。
- 10 2024 年 10 月 25 日改定の規約は、理事会報告の日から施行する。
- 11 2025 年 1 月 24 日改定の規約は、承認の日から施行する。
- 12 2025 年 2 月 28 日改定の規約は、承認の日から施行する。

表1 旅費・謝金の適用先

○が適用可能、×が適用不可を示す。

				配分金	繰越金
年会大会	講師	旅費	会員	×(※1)	×(※1)
			非会員	○	○
		謝金	会員	×(※1)	×(※1)
			非会員	○	○
	参加者（学生）	旅費	会員	×（副賞除く）	×（副賞除く）
			非会員	×	×
	参加者（社会人） (※3)	旅費	会員	×	×
			非会員	×	×
部会が主催するセミナー等	講師	旅費	会員	○	○
			非会員	○	○
		謝金	会員	×(※1)	×(※1)
			非会員	○	○
	参加者（学生）	旅費	会員	○	○
			非会員	×	×
	参加者（社会人）	旅費	会員	×	×
			非会員	×	×
支部が主催する研究発表会等（講師はいない）	参加者（学生）	旅費	会員	○	○
			非会員	×(※2)	×(※2)
	参加者（社会人）	旅費	会員	×(※2)	×(※2)
			非会員	×(※2)	×(※2)
海外国際会議発表等	参加者（学生）	旅費	会員	○	○
			非会員	×	×
	参加者（社会人）	旅費	会員	○	○
			非会員	×	×

※1 有料のセミナー等であって、会員への謝金を支払っても、本部からの配分金を含めない独自収入の範囲内で収支均衡が見込める場合は、謝金支払い可能とする。年会・大会および部会が主催するセミナー等の講師に関しては、聴講・発表参加いただける会員への依頼を想定しているため、旅費・謝金は原則支払わないが、特別な事由のある場合は、総務理事が判断するものとする。なお、年会・大会における講師は、企画セッションの講師とする。

例）・年会・大会において、企画セッションの講師が、個人負担で遠方から参加せざるを得ない場合

・セミナー等において、発表資料の作成等に、労力・時間等大きな負担をかける場合

※2 支部が主催する研究発表会等で、人材育成・原子力理解活動の目的で必要である場合は、

学生会員以外の参加者の旅費支給を可能とする。

※3 年会大会の座長は参加者として扱うものとする。セミナー等については、各組織で判断。